

平成31年1月31日 制 定（国空航第2282号）

令和元年7月5日 一部改正（国空航第628号、国空機第408号）

令和4年4月1日 一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号）

航空局安全部安全政策課長

航空機乗組員等のアルコール検査実施要領

1. 目的

本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章2-3、2-4及び3-5、第3章2-3、2-4及び3-4、第4章2-3、2-4及び3-4、整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）II. 2-3-2並びに事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機第561号）第IV部5-2-1に基づき運航規程、整備規程及び業務規程に規定する航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者（以下「航空機乗組員等」という。）のアルコール検査に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。

2. 検査

航空機乗組員等によるアルコール検査は以下に示す方法・機器により行うものとする。

（1）検査方法

- a 航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{*1}前後に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{*2}。
- b 検査にあたり、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めた第三者^{*3}が立会い^{*4}、検査が適切に行われていることを確認すること。
- c アルコール検査の結果(日時、便名(航空機乗組員及び客室乗務員に限る。)、測定者及び立会い者の氏名、数値など)についての記録を作成し、少なくとも一年間^{*5}保存すること。

^{*1} 一連の飛行とは、機内で次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行（計画上又は実際の運航における飛行間の間隔が2時間以内である場合に限る。）をいう。

※2 機器が表示する下限値及び計測方法（やり直し回数等）は、製造事業者が機器の誤差や口中・空気中のアルコール成分の影響を考慮し呼気中のアルコール濃度が正確に検知できると定める下限値及び計測方法とすることができる。

※3 検査対象者に対する第三者の考え方は以下の表の通りとする。

検査対象者	第三者
航空機乗組員	航空機乗組員及び客室乗務員以外の者
客室乗務員	
運航管理者、運航管理担当者又は運航管理補助者	運航管理業務に従事する者以外の者
整備従事者	整備従事者以外の者

※4 検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合及び運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合は、立会いは不要とすることができます。客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合は、第三者の立会いは不要とすることができます。

また、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、飛行後のアルコール検査において立会いは不要とすることができます。

- ・操縦室と客室にドアがない機体を使用する場合
- ・飛行前に会社が航空機乗組員又は客室乗務員の荷物検査を行いアルコールを所有していないことを確認し、かつ、機内でアルコールを販売しておらず運航中にアルコール入手できないなど航空機乗組員又は客室乗務員が飲酒する可能性が低いと認められる場合

※5 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員等が退職後1年経過するまでの間保存が必要。

(2)アルコール検知器

検査に使用するアルコール検知器は以下の仕様を満たすこと。

a 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し数値を表示できること。

- b 表示するアルコール濃度の数値の単位は 0.01mg/l 以下であること。
- c 使用するアルコール検知器は、製造事業者の定めに従い適切に管理・運用されているものであること。

附則（平成31年1月31日）

- 1. この基準は、平成31年1月31日から適用する。

附則（令和元年7月5日）

- 1. この基準は、令和元年7月5日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

- 1. この基準は、令和4年4月1日から適用する。